

新旧対照表

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例（令和二年福岡県条例第九号）	
改正後	改正前
<p>（自転車利用者の責務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。</p> <p>一・二（略） （削る）</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（自転車利用者の責務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 高齢者においては、乗車用ヘルメットを着用すること。</p> <p>四・五（略）</p>